

2014年7月30日

制定第2208号

(趣旨)

第1条 この規程は、女性歴史文化研究所（以下「研究所」という。）における教育研究活動の成果を学内外に公表し、学術研究機関としての評価を高めるために発行される女性歴史文化研究所紀要（欧文名称：BULLETIN OF INSTITUTE FOR WOMEN'S HISTORY & CULTURE 以下「研究所紀要」という。）の編集に関する事項を定める。

(編集・発行)

第2条 研究所紀要は、原則として毎年度1回発行する。

2 研究所紀要の企画、立案、編集のため、編集委員会を置く。

(編集委員会)

第3条 編集委員会は、女性歴史文化研究所運営委員をもって構成し、委員長は女性歴史文化研究所所長とする。

2 委員長は、編集委員会を招集し、議長として委員会を統括する。

(論文の種類)

第4条 研究所紀要に掲載する学術論文（以下「論文」という。）は、歴史学・文学の領域を中心とした女性史・女性文化に関する未発表のものとし、投稿論文および編集委員会からの執筆依頼論文を充て、以下の種類とする。

- (1) 原著論文(Articles)
- (2) 研究ノート (Study Notes)
- (3) 史料紹介 (Reprints of Historical Record)
- (4) 書評 (Book Reviews)
- (5) その他編集委員会が必要と認めたもの

2 論文の原稿は、原則として日本語または英語とする。

(投稿資格)

第5条 投稿資格は特に問わない。

(投稿期限)

第6条 論文の投稿にあたっては、『女性歴史文化研究所紀要執筆要項』に定める期日までに行う。

(投稿)

第7条 論文の形式は、『女性歴史文化研究所紀要執筆要項』に定める。

(査読の実施)

第8条 提出された論文は、編集委員会の委員、または編集委員会が依頼した者により査読を実施する。

(掲載の採否)

第9条 提出された論文は、査読の結果に基づき編集委員会の合議により紀要への掲載の採否を決定する。

(大学等による公開の許諾)

第10条 執筆者は、著作権者として研究紀要への投稿段階において「複製権」および「公衆送信権」の非営利目的での行使を大学に許諾したものとする。あわせて大学が委託する機関による「複製権」および「公衆送信権」の権利行使についても同様に許諾したものとする。

2 大学および大学が委託した機関は、著作権者から行使を許諾された「複製権」および「公衆送信権」により、その著作物を電子化または複製の形態などにより非営利目的で公開することができる。

3 著作権者が、大学および大学が委託した機関に対し、「複製権」および「公衆送信権」の許諾を認めない場合は、その理由を編集委員長に申し出ることとし、その扱いについては協議のうえ決定する。

(事務主管)

第11条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2014年8月1日から施行する。ただし、2014年度に発行する女性歴史文化研究所紀要より適用する。